

Q 学校における基礎的環境整備とは？

A 障害のある子どもに対する支援については，法令に基づき又は財政措置により，国は全国規模で，都道府県は各都道府県内で，市町村は各市町村内で，教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは，「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり，それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は，その整備の状況により異なるところではあるが，これらを基に，設置者及び学校が，各学校において，障害のある子どもに対し，その状況に応じて，「合理的配慮」を提供する。

（中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

基礎的環境整備は，インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として，障害のある児童生徒だけではなく，多くの児童生徒にとっても有益なものになります。その具体的内容は全部で8項目あり，国，都道府県，市町村が財源を確保し役割分担をして実施します。（項目は下の①～⑧）。

その際も，「合理的配慮」と同様に体制面，財政面を勘案し，均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学び場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員，支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学び場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

